

商店街共同施設(アーケード等)及び商店街区店舗の老朽化 に関する指定都市市長会提言

昭和30～40年代以降、全国の多くの商店街が国・県・市の補助事業や制度融資等を活用し、アーケードやファサード整備を行ってきた。現在、多くの商店街団体が会員の高齢化等に伴う組織力の低下や資金不足等の課題を抱えており、これらの施設・設備の維持管理は元より、撤去すらも困難であることから、適切な管理が行われず、老朽化が進行し、来街する市民の安全・安心の確保が、防火・防災の観点から問題となっている。

また、商店街区には旧耐震基準の建物が密集しているが、小規模企業者も多く、資金面の問題等から改装・改修が進まないため、商店街区の老朽化が進行し、同様に防火・防災の観点から問題となっている。

現在、施設撤去補助や空き店舗対策として改修費補助に単独で取り組む地方自治体もあるが、昨今の猛烈な台風等の災害に対する脅威や大規模地震による甚大な被害など、人命に係る喫緊の課題に地方自治体レベルを超えて対応する必要がある中、国にはアーケード撤去や店舗改修に対する補助事業がないことから、以下のとおり提言する。

- 1 来街者の安全・安心の確保や防災対策に資する商店街共同施設の撤去等への財政的・制度的支援を行うこと。**
- 2 防火・防災面強化のため、老朽化した商店街区(店舗)の耐震補強・防火対策等、改修への財政的支援を行うこと。**

令和元年5月31日
指定都市市長会